



会議所 NEWS

7

Vol.721

令和8年6月25日発行

Instagramアカウント



女性会 諫早商工会議所 青年部

発行所・発行人／諫早商工会議所 印刷所／株式会社昭和堂

〒854-0016 長崎県諫早市高城町5番10号 TEL(代)0957-22-3323 FAX 0957-24-3638

E-mailアドレス icci15@orange.ocn.ne.jp ※購読料は会費に含まれます。

いさはやWEB情報室

<https://www.isahayacci.com/>

携帯からもご覧いただけます



第69回 諫早

川万灯
まつり

CONTENTS

02・企業を支える87名へ賛辞を贈る
—優良従業員表彰式開催！

- ・中東情勢緊迫化に伴う
経営支援に関する
緊急要望を行いました
- ・女性会第1回事業推進委員会開催！

03・労働保険料のご案内

04・中小企業のためのDX事例

- ・会議所の動き

05・高校生の就職活動の流れ

- ・70歳雇用推進プランナー・
高齢者雇用
アドバイザーのご案内

06・補助金のご案内

- ・メールアドレス登録のお願い

7/25^土

本明川河原一帯 ※雨天順延

PM 8:00 式典・万灯点火

PM 8:30 花火打ち上げ

企業を支える87名へ賛辞を贈る

優良従業員表彰式開催！

5月21日(木)、ホテルグランドパレス 諫早において、令和8年度諫早商工会議所優良従業員表彰式を開催いたしました。本年度は、会員事業所から推薦された87名の皆様が受賞されました。式典では、長年にわたり事業所の発展に貢献された功績を称え表彰を行い、終了後には事業主の皆様にもご参加いただき、昼食会を開催いたしました。

また、優良従業員表彰に併せて、諫早市長表彰および長崎県知事表彰も執行いたしました。受賞された皆様は以下のとおりです。(敬称略)

○諫早市長表彰

西 恵 (九州ガス(株))
白濱 優子 (九州ガス(株))
山川 慶純 (九州ガス(株))
濱田 優子 (九州ガス(株))
中溝 弘之 (株豊恒)
國井 雅史 (サンビッド(株))
内田 浩二 (株建設新聞社)
寺尾 秀喜 (株昭和堂)
音湘しのぶ (株昭和堂)
久留 大介 (株昭和堂)
小玉 剛之 (株昭和堂)
宮田真理子 (株昭和堂)
浦川 裕幸 (株九州ガスホールディングス)
坂井 義一 (丸高商事(株))

○長崎県知事表彰

平野 大悟 (九州ガス(株))
伊藤 昌史 (九州ガス(株))



受賞者を代表して謝辞を述べる
川浪俊秀さん (エコワンホーム(株))

受賞された皆様、誠におめでとうございました。

諫早商工会議所では、「優良従業員表彰」を毎年実施しております。従業員の皆様の永年にわたる功績を称える機会として、ぜひ多くの会員事業所の皆様にご活用いただければ幸いです。

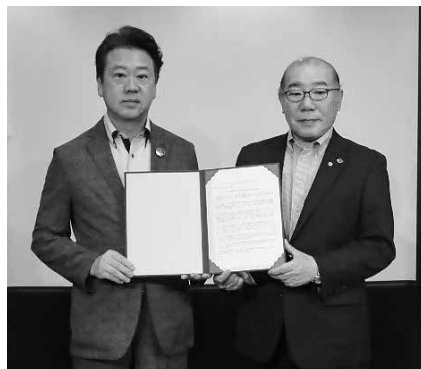
次年度のご案内がお手元に届きました際には、ぜひご検討くださいますようお願いいたします。

中東情勢緊迫化に伴う 経営支援に関する 緊急要望を行いました

当会議所は6月2日、緊迫化する中東情勢を受けた地域経済の危機に対し、諫早市の大久保潔重市長へ緊急要望書を提出しました。

現在、物流の停滞や原材料高騰に加え、流通の目詰まりによる地場中小企業の「調達難」が深刻化しています。当所の直近の退会理由でも倒産・廃業が65%を占めるなど、企業の自助努力は限界を迎えています。

この未曾有の危機から地場企業を守るため、①融資制度の創設や利子補給といった「緊急資金繰り支援の拡充」、②市発注事業の物価スライド適用など「価格転嫁・取引適正化への後押し」、③代替素材への転換や省エネ投資を支える「市独自の設備投資補助」の3項目について、迅速かつ実効性のある市独自の支援策を強く要望しました。



大久保市長 (左) へ緊急要望書を
手渡す永江会頭 (右)

女性会報告

諫早商工会議所 女性会第1回事業 推進委員会開催！

諫早商工会議所

女性会 (原田

千桂子会長) は、

去る6月3日(水)、

諫早商工会議所

にて第1回事業

推進委員会を開

催いたしました。

当女性会では、

今年度の主要事

業として、都市

部の若い世代の

女性やファミリー層をターゲットとし

た「移住・定住推進動画」の制作を予

定しております。これに伴い、今回は

諫早市役所移住定住推進課の担当者をお招きし、市の移住政策についてご講

話をいただきました。

講話では、移住希望者に諫早の魅力

を知ってもらうためのアプローチ方法

や、検討段階におけるきめ細やかなサ

ポート体制 (通勤時の混雑を避ける

ルートの紹介など) について詳しく解

説がなされました。会員にとっては初

めて知る取り組みも多く、大変有意義

な情報交換の場となりました。

今後は、実際に諫早市へ移住された

方々との交流を進めるなど、動画制作

に向けた具体的な事業を展開していく

予定です。



労働保険料の 申告・納付は

7月10日(金)

までに

労働保険料（労災保険・雇用保険）の申告・納付の手続は、**6月1日(月)から7月10日(金)まで**です。

申告書は、6月上旬に労働局より皆さまのお手許に届けられていますので、申告書同封のパフレット等をお読みいただき、期限内に申告・納付をお願いします。

なお、当会議所労働保険事務組合に委託している事業所は、事務組合からの案内通りの期日に納付していただきます。

※申告・納付についてのお問い合わせ先

長崎労働局総務部労働保険徴収室

〒850-0033 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル4F

TEL095-801-0025

自社で労働保険の事務をなされている皆様へ！

労働保険の事務は委託できます！

事務処理を委託した場合の三大メリット！

1 労災保険の特別加入ができる！

事務組合に事務委託することで、労災保険に加入することのできない法人の役員や個人事業主・家族従事者なども特別に加入できます。（1名につき、特別加入手数料＝年間500円（税抜））

2 労働保険料が年3回分割納付できる！

通常、40万円未満の年間保険料は、一括納付しなければなりませんが、事務委託することで、年3回（6月・10月・翌年1月）に分割して納付できます。

例：年間30万円（一括納付）の保険料であれば、1期10万円、2期10万円、3期10万円の分割納付となります。

3 労働保険事務の軽減になる！

事務組合が事業主の代わりにハローワークへの手続（雇用保険の取得・喪失、離職票の発行手続など）や労働保険料の申告・納付を行ないますので事務の手間が省けます。

基本委託手数料

雇用保険の被保険者数によって、下記の通りとなります。金額は全て「年額」です。

- 1名～2名 － 8,000円（税抜）
- 3名～4名 － 10,000円（税抜）
- 5名～10名 － 12,000円（税抜）
- 11名以上はお尋ね下さい。

※労災保険のみ（全ての従業員が週20時間未満）であれば、5,000円（税抜）となります。

労働保険事務組合 諫早商工会議所

（担当：馬場）

諫早市高城町5番10号

TEL22-3323 FAX24-3638

※会員サービス事業ですので、当商工会議所会員の方対象のサービスになっております。

文字に心を



彩りに夢を

諫早印刷株式会社

〒854-0001 長崎県諫早市福田町20-26
TEL (0957) 22-1350 FAX (0957) 22-1351
E-mail: isapri1@h6.dion.ne.jp



合同会社

美 Bisen 染

安全旗・会社旗・店舗のれん・宣伝のぼり

☎ 0957-21-0659 FAX 0957-56-9177

✉ bisen@wine.plala.or.jp

中小企業のための

DX事例

「住宅建設の工程と引き継ぎを変えたDX」

引き継ぎを変えたDX

今回は、住宅建設の仕事で、職人や担当者の経験だけに頼らず、工程と引き継ぎをデジタルで管理する形に変えた事例です。奈良市にあるアイニコグループ株式会社（旧社名・株式会社楓工務店）は、注文住宅やリフォームを手掛ける地域の工務店です。同社の取り組みで特筆すべきは、住宅づくりを営業、設計、インテリアコーディネーター、施工管理が関わる一連の仕事として捉え直し、どの段階で誰が何を済ませ、次の担当へ何を渡すのかをはっきりさせた点にあります。その背景には、創業者の田尻忠義氏が大工時代に見てきた住宅現場の課題がありました。

住宅建設の現場には、完成を楽しみにする施主が足を運びます。そこで「カウンターの高さを変えたい」「窓が思っていたより小さい」と声をかけられても、現場では対応できないこともあります。施主が打ち合わせで伝えたつもりの要望が現場まで届いていない。会社は説明したつもりでも、施主には十分に伝わっていない。家づくりには複数の会社や職人が関わるため、情報が入り交錯し、抜け落ちやすい課題がありました。

まず、電話や口頭、付箋に頼っていた連絡をチャットに移し、社内外の関係者が同じやりとりを確認・共有ができるように変更しました。次に、業務手順やルールをクラウド上に残し、人によって進め方が変わらないようにしました。さらに、案件ごとに工程、担当、期限、確認者を決め、進み具合や抜け漏れを確認できるようにしました。確認漏れや連絡忘れがあれば通知する仕組みも整えました。

この発想は、大工時代の段取りにも通じます。住宅の現場では、材料の手配や職人の順番を誤ると工事が止まります。田尻氏はこの段取りを、社内の仕事にも応用しました。近年はAIも使い、図面確認の自動化や資金計画の精度向上などの業務改善にも取り組んでいます。

この事例で注目したいのは、現場で起きやすい話の行き違いを、工程と引き継ぎの問題として捉え、見直しとデジタルを日々の仕事に組み込んだ点です。仕事がどこで止まり、どこで人の記憶に頼っているのかを見直しながらデジタル化を進めたところに、中小企業が学べる点があります。

（この事例は筆者取材時のものであり、現在では異なる場合があります）

同社でも、従業員が増えるにつれて、人によって教える内容や手順が違うことが問題になりました。そのため、同

社では家づくりの各段階で、誰が何を確認し、次の担当へ何を託すのかを、若い社員が迷わず仕事を進められるように整理しました。

PwCコンサルティング合同会社
PwC Intelligence

シニアマネージャー 大川 真史

会議所の動き

5月25日
～
6月24日

*会議所の主な活動内容です

青文字は当所の主催事業です

5月25日(月)	諫早雇用・労務協議会役員会総会
5月26日(火)	長崎新幹線・鉄道利用促進協議会等合同総会
5月27日(水)	諫早市生活安全協会連合会理事會・合同総会
5月28日(木)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
5月29日(金)	本町商店街総会
6月1日(日)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月2日(月)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月3日(火)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月4日(水)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月5日(木)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月6日(金)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月7日(土)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月8日(日)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月9日(月)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月10日(火)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月11日(水)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月12日(木)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月13日(金)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月14日(土)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月15日(日)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月16日(月)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月17日(火)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月18日(水)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月19日(木)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月20日(金)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月21日(土)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月22日(日)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月23日(月)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会
6月24日(火)	諫早市健康づくり推進協議会委員会・総会

Web制作

映像制作

地域ブランディング

デジタルソリューション

印刷だけじゃない

株式会社 昭和堂

本社 TEL. 0957-22-6000
https://www.showado.co.jp/

Website

高校生の就職活動(9/16まで)の流れ

6月1日から

ハローワークでの求人受付開始
求人返戻(7月1日以降)

※仕事内容は具体的に企業の魅力が生徒に
伝わるように工夫して記入することが大切

7月1日から

希望の高校へ求人票の写しを提出
(送付又は持参)

※この時期の早期提出が重要！

7月～8月

生徒本人、保護者、先生との三者面談
応募前企業見学会等により希望の企業を決定

9月5日から

学校推薦決定、企業への応募開始

9月16日から

企業での選考開始～内定

高校生を採用するためには、求人票の写しを早期に高校へ提出することが、重要です。

70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーのご案内

70歳までの就業機会の確保(令和3年4月より努力義務化)などに向けた高齢者の戦力化のための条件整備について、ご相談ください。

改正高年齢者雇用安定法により、以下の5つの選択肢による70歳までの高年齢者就業確保措置を実施する努力義務が設けられています。

1. 70歳までの定年引上げ

4. 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

2. 70歳までの継続雇用制度の導入

5. 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

(再雇用制度・勤務延長制度)

a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

3. 定年制の廃止

b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

企業の実情に即して、定年制度・継続雇用制度のご提案及び条件整備の取組を支援するため、高年齢者雇用問題に精通した中小企業診断士、社会保険労務士等、専門的・実務的能力を有する人達を70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとして認定し、当機構の支部を窓口として、配置しています。

詳細はクリック ➡

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/nagasaki/42_ks.html#soudan

／らしく、はたらく、
ともに／



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

長崎支部 高齢・障害者業務課

〒854-0062 諫早市小船越町 1113 番地 ポリテクセンター長崎内

TEL : 0957-35-4721



長崎県が県内事業者を支援するために推進している施策の一部抜粋です

対象となる事業者が多いと思われる補助金ですので、あなたの会社が対象にならないかチェックしてみてください！

補助金の名称	長崎県デジタル力向上支援事業費補助金	長崎県魅力ある職場づくり推進補助金	中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金
補助率	2 / 3 以内	2 / 3 以内	—
補助金限度額	上限100万円（人材育成費が5万円未満の場合、50万円） 下限10万円（人材育成費のみの場合、下限なし）	上限300万円（下限30万円）	1 事業者につき15万円
対象者	県内の中小企業・個人事業主	県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用している中小企業・個人事業主	従業員を1人以上雇用する県内中小・小規模事業者
主な認定要件	① パートナースhip構築宣言又はNびか認証 ② 支援機関による確認（以下のいずれか） ア）認定経営革新等支援機関（商工会・商工会議所など） イ）ITコーディネーター	① 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内に存在すること ② 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用しており、その者を雇用保険に加入させている又は、事業所が労災保険適用事業所であること ③ 申請日時点において、1年以上の事業実績があること ④ Nびか認定企業または3年以内にNびか認証に取り組む旨宣言をすること ⑤ イクドリ！宣言企業、結婚子育て応援宣言、女性活躍推進企業、健康経営宣言、パートナースhip構築宣言のうち、2つ以上の宣言を行っていること、またはくるみん、えるぼし、ユースエール、もにす認定、安全衛生優良企業認定、健康経営優良法人のいずれかの認定を受けていること ⑥ 就業規則及び育児介護休業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること ※その他の認定要件は実施要綱を確認してください	支援対象者について ○ 中小企業基本法に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者（公益法人・協同組合・特定非営利活動法人等含む） ○ 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内に存在すること ○ 県内の事業所に常時使用する従業員を1人以上雇用していること ○ 1年以上の事業実績があること ○ 県税及び国税（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税）に未納がないこと 申請書類について ○ 申請書（請求書兼宣誓同意書含む） ○ 原則、従業員1名分の雇用保険被保険者通知書（事業主控え）の写し又は雇用契約書の写し ※雇用保険被保険者がいなくても労災保険適用事業所であれば対象となります ○ 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、申請者が個人の場合は、青色申告書（白色申告書でも可）の写し及び事業内容のわかるもの ※青色申告書＝青色申告決算書、白色申告書＝収支内訳書です ○ 県税及び国税に未納がないことを証明する証明書の写し ※県税は県央振興局税務部（諫早市永昌東町9-26-2F）、国税は諫早税務署で納税証明書（未納がない証明）を取得 ○ 支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等） 詳細は同封のチラシをご覧ください！
対象経費	● IT関連の人材育成経費 ・ 有料講座の受講料【必須】 ・ 資格取得経費 ● デジタルツールの導入経費 ・ 出退勤管理システム、在庫管理システム、生産管理システム、アプリ開発ツール、スマートレジ、PCなど（コンサル経費含む）	① 職場環境改善に関するハード経費【必須】 ・ 従業員の暑熱対策のためのエアコン、スポットクーラーの購入、トイレの洋式化、空調服の購入、配膳・清掃ロボットの購入など ② 職場環境改善に関するソフト経費 ・ 就業規則作成に係る外部委託経費（社労士謝金）、職場環境改善に関する社内研修外部委託経費など ③ 人材確保に関する発信強化経費 ・ 採用を目的としたHP制作、PR動画やパンフ制作費、求人広告掲載費など	
申請期間	締切 令和8年7月31日 ※予算上限に達した場合、期間中でも終了になります	令和8年6月1日～9月30日 ※予算額の上限に達した場合は、支援金の募集を打ち切る場合があります	令和8年6月1日～12月28日 ※予算額の上限に達し次第、募集を終了します

～メールアドレス登録のお願い～

当所では、情報を迅速にお届けするため、メールアドレスの登録をお願いしています。

☑️ ご登録のメリット

1. 情報伝達のスピードアップ：

期限付の補助金やイベント等の情報をいち早くキャッチ！

2. 紙媒体の削減

環境に配慮しつつ、必要な情報を確実に取得！

3. 情報を見逃さない

会報誌を待たずに、ビジネスに役立つ最新情報が届く！



☑️ ご登録方法

右記QRコードを読み取り、メールアドレスを入力するだけ！

かんたん登録はこちら

